

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

令和5年1月27日
近畿地方整備局長
渡辺 学

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、土木工事の積算にあたって使用する、月刊「建設物価」及び「Web建設物価」、季刊「土木コスト情報」（以下、「建設物価等」という。）に掲載している建設資材及び機械賃料、市場価格等の価格データを電子媒体で購入するものであり、納品の要件を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記4.の応募要件を満たし、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、下記4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、下記4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 概要

(1) 件名 「建設物価」材料単価等電子データ購入

(2) 購入内容

- ①「建設物価」材料単価データ 1回/月
- ②「建設物価」機械賃料等データ 1回/月
- ③システム環境設定データ 1回/年

(3) 納入期間 令和5年4月3日から令和6年3月29日まで

3. 目的

本件は、近畿地方整備局が発注する土木工事の積算に用いることを目的とし、局設定単価を算出するための基礎資料として使用するものである。その基礎資料は正確かつ効率的に決定する必要があることから、「建設物価等」に掲載している建設資材及び機械賃料・市場価格等の価格から、発注者が指定したものの電子データを購入するものである。また、歩掛の年度更新に対応するための環境設定データを購入するものである。

また、購入する材料単価及び機械賃料は、近畿地方整備局が利用している新土木工事積算システムへ登録可能な状態とすること。

4. 応募要件

1) 参加資格要件

参加意思確認書の提出者は、次の①から⑧に掲げる資格を満たしてい

る単体企業とする。

- ①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②競争参加資格（全省庁統一資格）

令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」または「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。
- ③参加意思確認書の提出期限の日から見積のときまでの期間に近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④近畿地方整備局長から参加者の有無を確認する公募手続きにかかる説明書の交付を直接受けたものであること。
- ⑤会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年3月31日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、デジタル庁会計担当参事官、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和4年3月31日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- ⑥警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑦承諾に関する要件

本案件にあたっては、（一財）建設物価調査会が唯一有すると認識している「建設物価等」の掲載単価データの提供を要するため、あらかじめ著作権を有する（一財）建設物価調査会に当該購入調達品の納入について書面による承諾を得ること。
- ⑧納入体制に関する要件

「建設物価等」の材料単価及び機械賃料の電子データを、当該前月の20日まで（例：5月号であれば4月20日まで）に納入することが可能なこと。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 8階
国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第一係

電話 06-6942-1141 E-mail kkr-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年1月27日から令和5年2月6日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで（ただし最終日は12時00分まで）（電子メールによる、説明書交付申請書（別紙）の提出期限は交付期間最終日の12時00分まで）。上記5.（1）に同じ。

電子メールにて交付を行う。

電子メールに説明書交付申請書（別紙）を添付し提出すること（着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「建設物価」材料単価等電子データ購入」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は上記5.（1）に問い合わせること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年2月6日12時00分 上記5.（1）に同じ。持参、または郵送（書留郵便等記録が残るもの）とする。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5.（1）に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出期限：令和5年3月3日12時00分

(4) 本件は、令和5年4月3日から履行を開始するものとする。

本件にかかる年度開始前の見積徴取時は、契約相手方の決定を保留とした上で、契約の予定者を決定するものであり、契約相手方の決定及び契約締結は令和5年4月3日とする。

なお、本件は、令和5年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とした見積徴取であり、当該案件にかかる令和5年度の予算が成立し支出負担行為計画示達日が4月4日以降となった場合は、契約の相手方の決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とし、本予算成立後に全体の契約とする。

(5) 詳細は説明書による。

説明書交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局長 渡辺 学 宛

下記件名の説明書を交付願います。

※資料の交付を申請する場合は、本紙を<kkk-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp>までメールで送付してください。

件 名： 「建設物価」材料単価等電子データ購入

会 社 名： _____

担当者氏名： _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

※メールにて交付資料を受領されましたら、
「その旨メールをご返信いただくか」または
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日 _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日